

【別紙】

和歌山県教育委員会指針「中学校における豊かなスポーツライフの  
実現のために」に係る就学指定校変更及び区域外就学の基準

—橋本市—

○県指定「ジュニアハイスクール指定校」への就学についての特例措置  
(平成22年度から平成27年度中学校入学児童対象)

- ア. 以下のいずれかの条件を満たす場合のみ就学を許可する。
- ・和歌山県教育委員会からゴールデンキッズに認定され、3年間の育成プログラムを継続した児童
  - ・実績が全国大会3位以上の児童
- イ. 但し、適用については以下のとおりとする。
- ・2015年の和歌山国体開催年度までの6年間の限定措置とすること  
(2015年度入学生までが対象)
  - ・3年間、希望する学校で部活動を継続する強い意志があること(保護者署名のある本人自筆の確約書を提出すること)
  - ・公共交通機関により通学が可能であり、通学の安全については保護者が責任を負うこと
  - ・区域外就学の場合、双方の市町村教育委員会の協議、承認が必要
- ※ このジュニアハイスクール指定事業は、中学校に対し、和歌山県教育委員会が、2015年度の和歌山国体の開催を見据え、特色ある学校づくりの一環として実施される補助金事業である。指定期間は、原則として3年間です。  
平成22年度～平成24年度に指定された橋本市におけるジュニアハイスクール指定校
- ・橋本中学校(男子ソフトテニス)
  - ・隅田中学校(男子ソフトテニス)
  - ・紀見北中学校(女子ソフトボール)
- ※ 県下の指定校については、[和歌山県教育委員会ホームページ](#)をご覧ください。